

桶川市法人市民税減免について



次のいずれかに該当する法人である。

認可地縁団体・特定非営利活動法人・公益社団法人・公益財団法人等



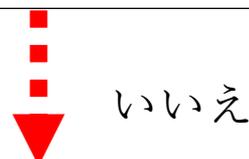
いいえ

次の①～③のいずれかに該当する収益事業を行っている。

- ① 減免の対象となる事業年度に係る法人市民税法人税割について納付すべき税額が生じている。
- ② 過去において法人市民税法人税割について納付すべき税額の生じた実績があり、その際に課税対象とされた収益事業と規模及び内容等から考えて同一性がある収益事業を行っている。
- ③ 収益事業から生じる収入の一部又は全部を構成員等に分配している。



はい



法人市民税の **減免制度** が適用になる場合があります。

<提出書類>

- ① 市税減免申請書 様式第 23 号(第 13 条関係)
- ② 確定申告書
- ③ 前年度事業報告書
- ④ 決算状況を把握できる計算書(決算報告書等)

※その他必要に応じて、資料の提出を依頼させていただく場合がございます。

<提出期限>

4月30日厳守 (休日の場合は翌平日)

御注意ください

- ・ 期日までに提出がない場合は、減免できません。
- ・ 減免の申請は毎年必要になります。

法人市民税の申告・納付をお願いします。